海瀬社会体育館使用料 (単位:円)

利用区分		午前	午後	夜間			左記の使用時間
							を前後超過して
		8:30~	12 : 00~	17 : 00 ~	19 : 00~	17 : 00~	利用する場合の
		12 : 00	17 : 00	19:00	21 : 30	21 : 30	1時間当たりの
							使用料
体育室	体育に利用する場合	2, 000	2, 400	2, 000	2, 000	2, 600	1, 000
	体育以外に利用する場合	6, 000	7, 200	7, 000	7, 000	7, 800	3, 000
柔剣道室	体育に利用する場合	500	600	600	600	800	300
	体育以外に利用する場合	1, 500	1, 800	2, 000	2, 000	2, 400	700
会議室	スポーツ団体が利用する	100	150	180	180	200	
	場合						100
	スポーツ団体以外が利用する場合	300	450	500	500	600	200

(備考)

- 1 アリーナの半面部分以内を利用する場合の使用料は、「体育に利用する場合」に限り、本表に掲げる使用料の2分の1とする。
- 2 町外の者及び団体が利用する場合の使用料は、本表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 午前、午後、夜間を通して利用する場合は、それぞれの合算した額とする。
- 4 前後超過利用時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間が1時間を超えるときは切り上げる。